

令和7年度 宍粟市田中登奨学生募集要項

宍粟市田中登奨学金は、向学心を持ちながら、経済的理由により修学が困難な学生に対して、奨学金を支給し有能な人材を育成することを目的とした、故田中登氏のご親族からの寄付金により創設された給付型の奨学金制度です。

1. 対象

- ①宍粟市立一宮北中学校を卒業していること、または保護者が一宮北中学校の区域に住所を有し居住していること
- ②向学の志を有していること
- ③経済的理由により修学が困難であること（※参照）
- ④学校教育法に基づく次の学校に在学している、または入学を予定していること
 - ア 高等学校 イ 中等教育学校の後期課程 ウ 特別支援学校の高等部
 - エ 大学（短期大学含む） オ 高等専門学校 カ 専修学校の高等課程及び専門課程

※所得基準について

世帯構成	世帯の所得合計額
父・母・高校生の3人世帯	約 177 万円以下
父・母・高校生・中学生の4人世帯	約 238 万円以下
父・母・高校生・中学生・小学生の5人世帯	約 290 万円以下

*上記は基準の目安金額であり、世帯人数、年齢構成等により変動します。

2. 奨学金の支給について

- ・給付型で返済の必要はありません
- ・他の奨学金との併用は可能です

・高等学校・中等教育学校の後期課程 ・特別支援学校の高等部 ・高等専門学校 ・専修学校の高等課程	月額 10,000 円
・大学（短期大学等含む） ・専修学校の専門課程	自宅から通学する場合 月額 20,000 円 自宅外から通学する場合 月額 40,000 円

・支給期間

支給を決定した月から正規の修業期間を修了する月まで

(例：4年制大学…最長で4年間、高等学校…最長で3年間)

	1期分 (4～7月分)	2期分 (8～11月分)	3期分 (12～3月分)
支給時期	7月末	11月末	3月末

*支給月ごと(7月・11月・3月)に在学証明書の提出が必要です。

*1期分については令和6年度(令和5年所得分)市町村民税の課税状況で、2・3期分については令和7年度(令和6年所得分)市町村民税の課税状況で所得審査を行います。

3. 必要書類及び提出先

下記の必要書類を宍粟市教育委員会事務局 教育総務課(市役所4階)、一宮市民局まちづくり推進課または三方町出張所に提出してください。

①田中登奨学金支給申請書・継続申請書(様式第1号)

②家庭状況調書(様式第2号)

③在学証明書または入学する予定であることが確認できる書類

*令和6年1月1日に宍粟市に住所を有しない方は、世帯全員の令和6年度(令和5年分)市民税・県民税課税証明書が必要です。

申請は随時受け付けていますが、支給を決定した月からの支給となります。

お問合せ先

宍粟市教育委員会事務局 教育総務課

住所：宍粟市山崎町中広瀬 133-6

電話：0790-63-3121

FAX：0790-62-0065

申請書記入方法

①田中登奨学金支給申請書・継続申請書（様式第1号）について

「申請者」は奨学金の支給を受けようとする方ご本人で、申請時の学校名と学年を記入してください。

税務情報による収入等の調査に同意いただくことで課税証明書の提出が不要となりますので、裏面の同意書に同居家族全員の氏名を記入し、押印してください。

②家庭状況調書（様式第2号）

家庭状況調書							
申請者	氏 名		穴栗 太郎				
	進学予定校名		〇〇大学			修学年限	4 年
	区分		☐ 高等学校 ☐ 中等教育学校後期課程 ☐ 特別支援学校の高等部 ☐ 高等専門学校 ☐ 専修学校の高等課程				
			☒ 大学（自宅） ☐ 大学（自宅外） ☐ 専修学校の専門課程（自宅） ☐ 専修学校の専門課程（自宅外）				
同一生計家族	就学者を除く家族	続柄	氏 名	生年月日	職 業	勤務先	
		母	穴栗 花子	S50.10.10	介護職	〇〇老人ホーム	
		祖母	穴栗 絹子	S25.5.1	無職		
	就学者	続柄	氏 名	生年月日	学校名	学年	通学別
		本人	穴栗 太郎	H18.5.20	兵庫県立山崎高校	3	☒ 自宅・自宅外
		弟	学校等に通っている兄弟・姉妹を記入してください。 申請時の学校名・学年を記入してください				☒ 自宅・自宅外
							自宅・自宅外
							自宅・自宅外
	家の種類		持ち家 ・ 借家				